

令和6年7月1日運行開始予定「しんちゃんタクシー」

## タクシー助成登録証の交付申請方法

高齢者等の買物や通院等の社会活動を支援することを目的にタクシー助成サービスを行います。  
※現在運行している「新地町のりあいタクシーしんちゃんGOは、令和6年6月28日(金)で終了です。

### 利用には事前に **利用者登録** が必要になります

(登録証の有効期間は登録決定から5年間なので、有効期間前に更新が必要になります。)

○7月1日(運行開始予定)から利用したい方は、**6月14日(金)まで**  
申請をしてください。それ以降は随時申請を受け付け、登録証を発行いたします。

○申請は、役場企画振興課窓口で受け付けるほか、郵送での申請も受け付けます。また、本人に代わり家族でも代理で申請できます。

### 【申請方法】

「申請書・同意書」(両面)に必要事項を記入し、登録する方の**本人確認書類**(またはその氏名等が分かるページの写し)を持参して、提出してください。(郵送での提出も可能)

窓口 で 直接 申請	受付場所	役場企画振興課(役場2階)	受付日時	8時30分～17時(平日)
	申請に必要なもの	①「申請書・同意書」(両面1枚) ※代理での申請の場合も同じ申請書を使用します ②「本人確認書類」または「本人確認書類の氏名等が分かるページの写し」		
郵送 申請	申請先	新地町役場企画振興課		
	申請住所	〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30		
	申請に必要なもの	①「申請書・同意書」(両面1枚) ②「本人確認書類」の写し(氏名等が分かるページ)		

### ◇利用できる方(対象者)と申請の際に必要な本人確認書類

利用できる方(対象者)	本人確認書類
<b>町内に住所を有する70歳以上の方</b>	運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証 など

## 町内に住所を有する 70 歳未満の方で、以下に該当する方

ご利用できる方(対象者)	本人確認書類	
運転免許証自主返納者	マイナンバーカード、旅券、健康保険証等と運転免許取消通知書または運転経歴証明書	
重度心身障がい者の方		
身障手帳所持者	障がい程度等級が1級・2級の方 内部障がい3級の方(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がい)	身体障害者手帳
福島県療育手帳所持者	障がい程度がAの方／Bの方で身障手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者	障がいの程度がAの方・・・療育手帳／障がいの程度がBの方・・・療育手帳と身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳
精神障害者保健福祉手帳所持者	障がい等級が1級／2級の方または3級の方で身体障害者手帳または療育手帳所持者	障がい等級が1級・・・精神障害者保健福祉手帳／2級の方または3級の方・・・と精神障害者保健福祉手帳身体障害者手帳または療育手帳
妊産婦(母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日の1年後までの方に限る。)	母子手帳	
要介護2以上の要介護認定を受けた方	介護保険被保険者証	
新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」登録者(令和5年度及び令和6年度中に新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」を利用した方に限る。)※令和7年3月31日まで助成事業を利用できます	運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証 など	

○問い合わせ

新地町役場企画振興課 TEL 0244-62-2112